

NPO法人とねりこ 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、NPO法人とねりこと称す。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、思いを抱く一人ひとりに気づきと変化を促し、行動を起こす過程で生じる障壁を取り除き、課題解決に導く環境づくりに取り組むことで、違いを越えて互いに向き合い、共に複雑な課題に挑む社会の実現に貢献することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 特定非営利活動促進法（以下「法」という。）別表各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 他組織との協働・連携による社会課題解決事業
- (2) 社会課題解決に資する取り組みへの支援事業
- (3) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人には、次に掲げる会員を置き、正会員をもって法上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の総会において議決権を有する個人
- (2) その他の会員 細則において別に定める会員

(条件)

第7条 この法人の正会員は、この法人の目的に賛同した個人とする。

- 2 その他の会員の条件については、細則において別に定める。

(入会)

第8条 この法人に会員として入会を希望するものは、法人が別に定める入会申込書により代表理事に申し込むものとし、そのものが前条の条件に適合するときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 代表理事は、前項のものの会員としての入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第9条 会員は、細則において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡したとき。
- (3) 継続して2事業年度以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第11条 会員は、退会届を代表理事に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを除名することができる。この場合は、当該会員に対し、あらかじめ通知するとともに、除名決定の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法及びこの法人の定款に違反し、この法人の運営に重大な支障を与えたとき。
- (2) この法人の名誉を毀損し、またはこの法人に重大な損害を与えたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は返還しない。

第4章 役員

(種別及び定数)

第14条 この法人には、理事3人以上及び監事1人以上の役員を置き、理事のうち1人以上を代表理事とする。

(選任等)

第15条 役員は、総会において選任し、代表理事は、理事の互選とする。

(職務)

第16条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、法第 18 条に定める職務を行う。

(任期等)

第 17 条 役員の任期は 1 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定に関わらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者または現任者の任期の残存期間とする。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号の一に該当したときは、総会の議決により、これを解任することができる。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

第 5 章 総会

(種別)

第 19 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 20 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 21 条 総会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散及びその際の残余財産の処分

(3) 合併

(4) 事業報告及び決算

(5) 役員の選任又は解任

(6) その他、理事会が総会に付すべき事項として決定した事項

(開催)

第 22 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の 5 分の 2 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 法第 18 条第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 23 条 総会は前条第 2 項第 3 号の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示し、書面または電磁的方法をもって、少なく

とも開催日の5日前までに通知を発信しなければならない。

- 4 総会がネットワーク機器等の接続によるオンライン会議システム（発言等の情報伝達の双方向性及び即時性が確保されているものに限る。以下「オンライン」と略す。）を活用して開催される場合は、前項の通知に併せて、その旨を発信しなければならない。

（議長）

第24条 総会の議長は、総会に出席した正会員の中から選出する。

（議決）

第25条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、出席者全員の同意があった場合には、この限りではない。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものの他、出席した正会員の過半数をもって決す。
- 3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により賛成同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

（表決権等）

第26条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項に限り、書面または電磁的方法をもって表決し、又は総会当日に出席する他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第25条第2項、第27条第1項第2号及び第42条の適用については、総会に出席したものとみなす。ただし、第25条第1項については適用外とする。
- 4 正会員は、総会がオンラインを活用して開催されるときに、自ら確保した端末を使用して参加する場合は、これを出席とみなし、表決することができる。
- 5 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

（議事録）

第27条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンラインを活用して開催した場合はその旨）
 - (2) 正会員総数及び出席者数（第26条第2項に定める表決者又は表決委任者及び第26条第4項に定めるオンライン出席者は、その数を付記する）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により賛成同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第28条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第29条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 事業計画及び予算並びにその変更に関する事項
- (4) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）及びその額並びにその他新たな義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (5) 役員職務及び担当並びに報酬、費用弁償等に関する事項
- (6) 事務所の設置に関する事項
- (7) 事業遂行及び運営の体制に関する事項
- (8) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第30条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の5分の2以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第31条 理事会は、細則において別に定める方法により、代表理事が招集する。

(議長)

第32条 理事会の議長は、理事会に出席した理事の中から選出する。

(議決)

第33条 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決す。

(表決権等)

第34条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項に限り、書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第33条及び第35条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事は、理事会がオンラインを活用して開催されるときに、自ら確保した端末を使用して参加する場合は、これを出席とみなし、表決することができる。
- 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所（オンラインを活用して開催した場合はその旨）
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（第34条第2項に定める表決者及び第34条第4項に定めるオンライン出席者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産に関する事項）

第36条 この法人の資産は、代表理事が管理を行うものとする。

（会計に関する事項）

第37条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（事業計画及び予算）

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

（暫定予算及び予備費）

第39条 暫定予算及び予備費の執行は、理事会の議決に基づき行う。

（事業報告及び決算）

第40条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに代表理事が作成し、理事会の承認を経て、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

（事業年度）

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 定款の変更、解散及び合併

（定款の変更）

第42条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。さらに法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

（解散）

第43条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議

- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併又は破産手続開始の決定
 - (5) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が解散したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散総会において定める者に譲渡するものとする。ただし、前条第1項第4号に定める場合の解散を除く。

(合併)

第45条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。さらに所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、法人の主たる事務所の掲示場に掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日（2020年3月17日）から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
代表理事 今村 晃章
理事 芹田 博
理事 小谷 広幸
監事 宮田 智史
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第17条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第38条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、成立の日から2021年3月31日までとする。

附 則

- 1 この定款は、所轄庁の認証の日（2021年6月23日）に改定し、施行する。
- 1 この定款は、所轄庁の認証の日（2023年6月23日）に改定し、施行する。